

戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用を補助

戸建て木造住宅の地震に対する安全性向上のために改修工事などを行う所有者へ、費用の一部を補助します。



補助の主な要件

- ・階数3階以下の戸建て木造住宅
- ・在来軸組構法、枠組壁工法(ツーバイフォー工法)、または伝統的構法によるもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工、または熊本地震により罹災^{りさい}したことが確認できる
- ・改修・建て替えを行う場合、耐震診断で倒壊の危険性があると判断されている
- ・所有者が現に居住している
- ・過去に本事業やその他の補助金の交付を受け耐震化を行っていない

申請期間 6月3日(月)～9月30日(月)

申請場所 都市計画課 建築係(役場2階5番窓口)

- その他
- ・補助制度の詳細や必要書類は町ホームページでご確認ください(申請書様式などのダウンロードもできます)。
 - ・受け付けは先着順で、予算上限に達し次第、受け付けを終了する場合があります。

補助メニュー

耐震診断

対象 耐震診断士に依頼して実施する耐震診断費用

補助金額 耐震診断費用の3分の2(上限68,000円)

耐震改修設計・工事一括

対象 耐震診断士が行う改修設計と改修工事を併せて行う場合の費用

補助金額 改修工事費用の5分の4(上限100万円)

建て替え設計・工事一括

対象 同一敷地内で、耐震診断士が行う建て替え設計と建て替え工事を併せて行う場合の費用
※建て替え後の住宅は、省エネ基準に適合している必要があります。

補助金額 建て替え工事費用の5分の4(上限100万円)

耐震シェルター工事

対象 耐震シェルター(睡眠スペースなどを守るための装置)を住宅の一部に設置した場合の費用

補助金額 設置工事費用の2分の1(上限20万円)

※耐震改修設計/耐震改修工事/建て替え工事のみの補助もあります。 ☎ 都市計画課 建築係 ☎ 289-8308

倒壊などの恐れがある危険な空き家の除去費用を補助

町では、倒壊等の恐れがある危険な空き家を除去する費用の一部を補助します。

補助対象：次の全てに該当する空き家

- ・抵当権などが設定されていない(全ての権利者が同意している場合を除く)
 - ・1年以上使用されておらず、売買から1年以上経過している
 - ・同一敷地内において居住の実態がない
 - ・地方公共団体などによる他の補助金などの交付を受けていない
 - ・公共事業などによる補償を受けていない
 - ・行政区の嘱託員が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすと判断した
 - ・平成28年熊本地震により被災した
 - ・「空家等不良度判定」において一定の基準を満たしている
- ※その他、令和7年2月28日(金)までに除去が完了する予定であることなど条件があります。

補助/申請について

補助対象者 個人である建物所有者

補助金額 除去費の10分の9
(上限300万円)

※補助金交付申請書を先着順に審査し、予算の範囲内で交付決定します。

申請受付期限 **11月28日(木)**

申請先・☎ 危機管理課 ☎ 286-3210

※補助の条件や申請書など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

